

議案第88号

城陽市常勤の特別職の給料の額及び期末手当の特例に関する条例の制定について

城陽市常勤の特別職の給料の額及び期末手当の特例に関する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年12月17日提出

(2025年)

城陽市長 村田正明

城陽市常勤の特別職の給料の額及び期末手当の特例に関する条例

(給料に関する特例)

第1条 市長、副市長及び教育長の給料月額は、令和8年（2026年）1月1日から当分の間において、城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年城陽市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、当該額に市長にあっては100分の10を、副市長及び教育長にあっては100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、地域手当、期末手当及び城陽市職員の退職手当に関する条例（平成2年城陽市条例第11号）に基づく退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(期末手当に関する特例)

第2条 令和7年（2025年）12月に支給すべき期末手当における条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

2 令和8年（2026年）4月1日から当分の間における条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条第1項の規定は、令和7年（2025年）12月1日から適用する。ただし、同条第2項の規定は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

提案理由

市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当を減じる特例を設けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

参考資料

城陽市常勤の特別職の給料の額及び期末手当の特例に関する条例要綱

1 期末手当の支給率（第2条関係）

<特例適用前>

(令和7年12月1日適用)

	6ヶ月期	12ヶ月期	年間合計
市長等	172.5 /100	177.5 /100	350 /100

(令和8年4月1日施行)

	6ヶ月期	12ヶ月期	年間合計
市長等	175 /100	175 /100	350 /100

<特例適用後>

(令和7年12月支給分・令和8年支給分から当分の間)

	6ヶ月期	12ヶ月期	年間合計
市長等	172.5 /100	172.5 /100	345 /100

2 給料（第1条関係）

市長 10% 減額

副市長・教育長 5% 減額

(期間：令和8年1月1日から当分の間)